

東京都物件の台帳記載事項証明・概要書閲覧を希望される方へ

窓口受付時間： 午前 9：00から 11：45 まで

午後 1：00から 4：45 まで

*窓口が込み合う場合や大量件数の場合は当日発行できないこともあります。

《東京都が発行する区部の台帳記載事項証明は以下対象のうち台帳が存在するもの》

□ 建築物

- ① 昭和 25 年度～昭和 39 年度： 全て（木造住宅は一部区役所案件もある）
- ② 昭和 40 年度～昭和 49 年度： 昇降機の付属する建物
- ③ 昭和 50 年度～平成 11 年度： 延床面積 5,000 m²超で昇降機の付属する建物
- ④ 平成 12 年度～： 延床面積 10,000 m²超の建物

* 昭和 25 年～昭和 40 年までは敷地・建築・延床の各面積の記載はありません。

* 風致地区は規模に関係なく都確認（平成 11 年度まで）。

□ 昇降機

- 昭和 35 年～： 建築物の条件と同じ

□ 総合設計許可

- 昭和 58 年度～： 建築物の条件と同じ

□ 一団地認定

- 昭和 62 年～： 建築物の条件と同じ

§ 以下については台帳がないため証明書の発行ができません §

建築物	昭和 25～28 年	港区
	昭和 33 年	中央区・渋谷区
	昭和 36 年	千代田区、 中高層融資対象物件（全区）
	昭和 37 年	全区
	昭和 40 年	葛飾区
	昭和 43～44 年	台東区
昇降機	昭和 40 年 1 月～3 月	全区
	昭和 40 年 4 月～45 年	中央区・新宿区・文京区・台東区・墨田区・江東区・豊島区・北区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区

《東京都で閲覧できる建築計画概要書は以下対象のうち書類が存在するもの》

- ① 平成 11 年度： 延床面積 5,000 m²超で昇降機の付属する建物
- ② 平成 12 年度～： 延床面積 10,000 m²超の建物

* 平成 10 年度以前の建築計画概要書はありません。（保存年限経過により廃棄済）

* 閲覧のみで、コピー・写真撮影等はできません。（著作物保護・防犯等のため）